

独立行政法人国立病院機構愛媛医療センターにおける
感染予防対策期間中の監査の受け入れに関する細則

(目的)

第1条 本細則は「独立行政法人国立病院機構愛媛医療センターにおける監査の受け入れに関する標準業務手順書」に基づき、国立病院機構愛媛医療センターが定める感染予防対策期間中の監査実施について必要な事項を定めるものである。

(監査実施の方法)

第2条 監査担当者が、当院の定める来院許可の基準を満たしていることを訪問の条件とする。

2 監査担当者は、当院で定める「感染症の蔓延等により当院への訪問に制限がある状況での監査実施の手順」を遵守し、感染拡大防止に注意して監査を実施する。

3 監査担当者が、当院が行う体調行動確認にて不相当と判定された場合は、来院を伴う監査の実施を延期する等の対応を協議する。

(附則) この細則は、令和3年12月1日から施行する